

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査結果に対する措置状況

1 指摘事項

指摘内容	講じた措置
<p>元気づくり推進局参画協働課（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターへの補助金に係るもの）</p> <p>○ クラウドファンディング運営費補助金について、補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額に関する事項を規定していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要説明:補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額または返還に関する規定が無く、相当額が過払いとなっていた。</p> <p>団体は、当該補助対象経費に係る消費税等の取扱いについて、仕入控除税額に算入していた。</p> <p>・不適正の原因:県所管課の担当者及び上司の補助金等交付規則等についての認識不足</p> </div>	<p>平成28年の要綱制定時には、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが法人設立から2年目で、消費税に関する事項について制度の対象外だったため、その後も対象外として誤った認識のまま処理していたことによるものである。</p> <p>監査指摘を受け、平成30年12月に補助金交付要綱の改正を行い、消費税等に係る仕入控除税額に対応する額の減額に関する事項を規定するとともに、上司の進行管理を徹底し、改正漏れが生じないチェック体制とした。</p>
<p>公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）</p> <p>○ 鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要説明:期限内に提出するよう補助事業者へ催促すべきであったが、年度末まで催促をしていなかった。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の進行管理不足</p> </div>	<p>公益財団法人鳥取県体育協会（以下「体育協会」という。）の事務局において事務のチェック体制が十分機能していなかったものである。</p> <p>監査指摘を受け、体育協会において、職員研修を実施し再発防止を徹底するとともに、平成31年4月から事務局次長の配置を行うなど、事務局体制を強化した。</p> <p>なお、県補助金の精算に必要な中央競技団体の精算がずれ込む傾向があることから、事業実績報告書の提出期限を「補助対象経費確定のための必要書類を受理した日から30日」とする補助金交付要綱の一部改正を行った。</p>

指摘内容	講じた措置
<p>公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）</p> <p>○ 鳥取県体育協会競技力向上対策事業費補助金について、交付額の算出根拠となる事項が記載されていない実績報告書を受理していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要説明:指導者報償費については13名分が補助対象とされていたが、指導者が参加した講習会の実施日及び指導時間等、交付額の算出根拠となる事項について、5名分の実績が全く記載されていない実績報告書を受理し、対象事業の遂行状況を確認しないまま補助金の額を確定していた。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の確認不足</p> </div>	<p>体育協会の事務局において事務のチェック体制が十分機能していなかったことによるものである。</p> <p>監査指摘を受け、改めて5名分の参加実績に係る報告書の提出を求め、講習会に参加していたことを確認した。</p> <p>再発防止のため、体育協会において、職員研修を実施するとともに、平成31年4月から事務局次長の配置を行うなど、事務局体制を強化した。</p>
<p>公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：緑豊かな自然課）</p> <p>○ 指定管理施設の利用許可に伴う物品販売について、規定に基づくことなく販売業者から売上手数料を徴収していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要説明:夏の高校野球地区予選大会の期間中、都市公園条例第8条（以下「条例」という。）に基づく施設の利用許可を行った。さらに、同条の許可を得たものは条例第9条により物品販売許可は不要にもかかわらず、入場者の利便性を向上させることを目的に別途清涼飲料水の販売許可を重ねて行っていた。団体は不要な物品販売許可を根拠として、販売業者から請書を徴し、物品販売の売上げの一部を手数料として収入していた。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の条例等についての認識不足</p> </div>	<p>相手方へ謝罪と返金を行うとともに、再発防止のため、改めて職員に県条例等の周知徹底を図った。</p>
<p>公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）</p> <p>○ 役員の退職手当について、支給の基準を定めていなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要説明:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条の規定では、公益認定を受けるに当たって、理事等の報酬等の支給の基準を定めていなければならないが、団体の評議員及び役員の報酬に関する規程の中で、退職手当について規定していなかった。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の規程についての認識不足</p> </div>	<p>対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。</p>

指摘内容	講じた措置
<p>スポーツ課（公益財団法人鳥取県体育協会への業務委託に係るもの）</p> <p>○ 競技力向上対策事業に係る委託契約について、契約書に定める指示及び方針を示していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要説明:契約書に添付されている競技力向上対策等事業実施要項では、県は対象事業の詳細については、別に指示するものとし、また、対象事業の執行に当たっては、あらかじめ県が指示した方針に基づいて事業を執行するものと規定されている。</p> <p>しかし、県はこれらの事業の根幹をなす主要な事項について、書面によるなどの明確な指示を行っていなかった。</p> <p>・不適正の原因:県所管課の担当者及び上司の契約書についての認識不足</p> </div>	<p>体育協会が委託契約に係る指示・方針を契約前に相手方に提示していたものの、契約書上に明記していなかったものである。</p> <p>監査指摘を踏まえ、必要な指示・方針を契約書上に明記するなど、令和元年度以降の契約書の体裁を見直した。</p>
<p>健康医療局医療政策課（独立行政法人国立病院機構米子医療センターへの補助金に係るもの）</p> <p>○ 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金に係る返還額（仕入控除税額に対応する額）について、調定を行っていなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要説明:団体は平成29年度に平成28年度補助金に係る仕入控除税額の確定報告を行っていたが、県は補助金返還の手続をしていなかった。</p> <p>・不適正の原因:県所管課の担当者及び上司の会計規則等についての認識不足</p> </div>	<p>組織としての情報共有や進捗管理ができておらず、長期の未処理案件が発生していたものである。</p> <p>再発防止のため、仕入控除税額に係る返還の申出があった場合には、調定までに必要なスケジュールを所属内で共有し、当該年度内の調定に向け計画的に処理することを徹底した。</p>
<p>鳥取県住宅供給公社（所管課：くらしの安心局住まいまちづくり課）</p> <p>○ 円護寺・船磯・望町団地分譲地除草作業に係る委託契約外1件について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要説明:団体の会計規程では契約は県会計規則の例によることとなっているが、設計額が100万円を超える委託業務について予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の会計規程についての確認不足</p> </div>	<p>鳥取県住宅供給公社では、いずれの委託契約においても、設計書を作成した上で設計価格を算定していたが、予定価格調書については、工事関係では作成していたものの、植栽管理（除草作業）は100万円未満の契約が多かったため、認識が不足していたことによるものである。</p> <p>監査指摘を受け、県会計規則等の遵守を徹底するとともに、契約手続において漏れがないよう上司が進捗管理を行うこととした。</p>
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構（所管課：産業振興課）</p> <p>○ 平成29年度研修業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要説明:団体の財務規程では、支出の原因</p> </div>	<p>支出負担行為書（契約伺含）により決裁を受けた後に支出科目の誤りに気づき、改めて支出負担行為のみを伺い直したことにより手続が遅延したものである。</p> <p>監査指摘を受け、役職員に監査指摘事項等</p>

指摘内容	講じた措置
<p>となる契約をしようとするときは、支出負担行為書により決裁を受けることとなっているが、契約は別伺いにより締結し、同時に行うべき支出負担行為伺書の起案が遅延していた。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の財務規程についての確認不足</p>	<p>について注意喚起を行うとともに、日々の会計事務においても、財務規程を確認しながらチェックすることを徹底した。</p> <p>併せて、今後も、県が実施する会計研修等を活用し、会計事務の習熟を図る。</p>
<p>公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（所管課：経営支援課）</p> <p>○ 農地図面作成業務委託契約（単価契約）について、予定価格を決定していなかった。また、見積依頼に際して、契約書の送付を併せて依頼していた。</p> <p>・概要説明:委託業務の内容から契約の相手方が特定の1者に限定される委託契約において、見積書の提出依頼と併せて、契約額の決定前にもかかわらず契約予定単価の記入された契約書の提出を依頼していた。また、支出予定額が100万円以上であるにもかかわらず予定価格を決定していなかった。</p> <p>・不適正の原因:団体の担当者及び上司の財務規程についての認識不足</p>	<p>平成31年1月に役職員に監査指摘事項等について注意喚起を行った。</p> <p>また、平成31年3月に研修を実施し、全職員に対して関係規程の熟知等適正な事務処理を改めて徹底した。</p>

2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p>1 指定管理に係る事業報告書及び指名による委託料余剰金について</p> <p>(1) 指定管理に係る事業報告書について</p> <p>総務部（所管課：資産活用推進課）、地域振興部、生活環境部（所管課：文化政策課、スポーツ課、緑豊かな自然課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、公益財団法人鳥取県体育協会（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（指定管理：米子コンベンションセンター） <p>本県においては、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、指定管理者に毎年度終了後30日以内に、管理施設の管理に係る経費の収支状況（以下「収支状況」という。）等を記載した事業報告書を提出させることとし、県と指定管理者は、施設の管理運営に関する協定書の標準例（以下「協定書標準例」という。）第10条と同内容の協定を締結していることが認められた。</p> <p>また、条例第9条第2項の規定により、事業報告書の提出があったときは、県はその内容を速やかにインターネットを利用して閲覧に供する方法等により公表するものとされているところである。</p> <p>しかし、今回の監査において、指名による指定管理者からの事業報告書のうち収支状況が期限を超過して提出されており、このため事業報告書の公表も大幅に遅れている事例が散見された。</p> <p>その背景として、条例所管課において「収支状況」は指定管理施設の管理に係る日々のお金の出入りの記録・まとめをいうものであり、受託法人としての指定管理委託料に関する決算（以下「決算」という。）ではないと解する一方、各施設所管課において「収支状況」とは「決算」を指すものと解している状況が認められた。</p> <p>このため、各施設所管課において、指定管理者の決算が確定するのを待って収支状況の提出を受け、一部は事業報告書の公開の遅れとなっている実情があることが認められた。</p> <p>については、条例第9条の規定に基づき、各協定書第10条により明記されている事業報告書の提出が期限内に行われ、その内容の公表が速やかに</p>	<p>指定管理施設所管課に指定管理に係る事業報告書について通知し、条例第9条第1項第3号に規定する「経費の収支状況」とは施設の管理に係る収支状況であり、法人の「決算」ではないことを周知徹底した。</p> <p>また、毎年度終了後30日以内（4月中）に必ず事業報告書を提出させ、速やかに公表することを併せて徹底した。</p>

意見内容	講じた措置
<p data-bbox="199 235 558 264">行われるよう徹底されたい。</p> <p data-bbox="215 273 710 302">(2) 指名による委託料余剰金について</p> <p data-bbox="199 313 821 459">総務部（所管課：財政課、資産活用推進課）、地域振興部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部（所管課：文化政策課、スポーツ課、福祉保健課、緑豊かな自然課、産業振興課）</p> <ul data-bbox="215 470 821 806" style="list-style-type: none"> ・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（指定管理：童謡館）、公益財団法人鳥取県体育協会（指定管理：布勢総合運動公園、武道館）、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（指定管理：米子コンベンションセンター）、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理：福祉人材研修センター）、公益財団法人鳥取県産業振興機構（指定管理：とっとりバイオフロンティア） <p data-bbox="199 851 821 1153">指名による指定管理委託については、協定書標準例第21条第4項各号に該当する額（以下「指定管理委託料余剰金」という。）を返納させることとし、県は、指定管理者から事業報告書の提出を受けた場合においては、委託料の額を確定し指定管理者に通知することを協定書標準例第21条第3項と同内容で（一部の協定については準じて）各指定管理者と協定を締結していた。</p> <p data-bbox="199 1164 821 1388">各協定書に定める指定管理委託料余剰金は、地方自治法第208条の規定に定める会計年度及びその独立の原則に基づき、出納整理期間内に「歳出戻入」として返納させるべきところ、翌年度の「雑入」として返納されており、一部は出納整理期間経過後に納付されているものがあった。</p> <p data-bbox="199 1400 821 1534">その背景として、1つには、条例所管課と各施設所管課において（1）に記載したとおり「収支状況」の運用及び解釈に齟齬がある状況が認められた。</p> <p data-bbox="199 1545 821 1960">また、条例所管課では、協定書標準例第21条は単に補助金交付の要件を定めたものであって、条例上は決算に関する計算書等は提出不要であり、別途一般的な会計に関する諸規程に則して額の確定等所要の手続をすべきであると解釈している一方で、各施設所管課において協定書第21条の規定は、収支状況と決算を同内容として調整の上提出させた上で、委託状況の適否と額の確定を一体的に確認することにより額の確定等の事務を行うべきことを定めたものとして運用している状況が認められた。</p> <p data-bbox="199 1971 821 2038">さらに、指定管理委託料余剰金のうち、一定の割合を指定管理者が設ける基金に積み立てるた</p>	<p data-bbox="845 313 1428 504">指定管理施設所管課に、指名による指定管理委託料余剰金について通知し、平成30年度事業からは出納整理期間内に精算を行い、余剰金の返納は当該年度の「歳出戻入」として扱うこととした。</p>

意見内容	講じた措置
<p>めの補助金として交付する制度を平成19年度6月補正予算において創設した際、その財源とするため、平成18年度から平成20年度を対象として指定管理委託料余剰金を雑入として返納させる取扱いとした総務部長通知が発出されていた。</p> <p>このため、各施設所管課においては、平成21年度以降の指定管理委託料余剰金についてもこれに準じて出納整理期間の内外にかかわらず会計上の区分を翌年度の雑入として返納していたことが確認された。</p> <p>については、指定管理委託料余剰金が法令の規定に従って適正に扱われるよう徹底されたい。</p>	
<p>2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について</p> <p>福祉保健部（所管課：福祉保健課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理：福祉人材研修センター） <p>鳥取県立福祉人材研修センター（以下「福祉人材研修センター」という。）は、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。</p> <p>現在は、指定管理者である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が管理を行っており、平成31年度以降も5年間、引き続き県社協が指定管理を行うことが決定している。</p> <p>平成30年10月に実施した監査において、現地を確認したところ、1階の福祉体験交流プラザには、利用者が福祉を体験し、交流するためのスペースとして、福祉関連の図書や映像資料の他、車いす体験コースやバリアフリー住宅のモデルルームなどが設置されていた。</p> <p>モデルルームを含む福祉用品の展示コーナーに関しては、平成23年に改修された後、福祉用品の開発や福祉関係の住宅リフォーム事業の需要拡大に伴う多様な供給主体の参入により、器具や製品の開発・改良が大幅に進むとともに、これらを必要とする方が実際に試用・体験する場も格段に拡大されていることから、設立・改修時の目的を終えつつあると考えられる。</p> <p>こうした状況を勘案すると、展示設備等を更新することも活用策のひとつではあるが、スペースが広大であることを考慮すると、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活</p>	<p>対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。</p>

意見内容	講じた措置
<p>用策も検討していくべきではないかと思われる。</p> <p>については、県内における福祉用品の試用・体験が可能な場所を把握した上で、福祉用品展示コーナーやモデルルームの必要性を含め、福祉体験交流プラザのスペースのより有効な活用について、利用者のニーズや指定管理者の意見を踏まえて、中期的な課題として検討を行われたい。</p>	
<p>3 福祉人材研修センターの修繕費用の負担について</p> <p>福祉保健部（所管課：福祉保健課）、総務部（所管課：財政課、営繕課、資産活用推進課）</p> <p>・ 監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理：福祉人材研修センター）</p> <p>指定管理施設に係る修繕については、施設により経過年数及び規模に応じた修繕費の上限（以下「基準額」という。）を設定し、管理運営に関する協定書で県と指定管理者の責任分担を定めている。</p> <p>福祉人材研修センターの場合、1件当たり250万円未満の修繕については指定管理者が負担し、それ以上の修繕は県が負担することとされており、指定管理者が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、県の指示により指定管理者が修繕を行うこととされている。</p> <p>県は、「鳥取県県有施設中長期保全計画」に基づき、施設の長寿命化等を図ることとしており、福祉人材研修センターにおいても県が非常用発電設備改修工事を行うなど随時対応しているところである。</p> <p>しかしながら、協定書に定める修繕の責任分担において、県と指定管理者の修繕の基準額は定められているものの、緊急性の高い修繕や基準額に近い修繕が同時期に複数重なった場合、協議事項とすることが規定されていないため、場合によっては適時に修繕が行われないことも考えられる。</p> <p>この場合、福祉人材研修センターの利用者に対するサービスの低下だけでなく、施設の長寿命化に反する事態に繋がることも懸念される。</p> <p>こうした事態は、他の指定管理施設においても、同様のことが起こり得るのではないかととも危惧される。</p> <p>については、緊急性が高く複数の修繕が集中した場合など、指定管理者において迅速な対応が困難</p>	<p>指定管理施設所管課に修繕費用について通知し、指定管理委託料余剰金から造成した施設基金を施設の適切な管理（修繕を含む）に活用することも可能であり、必要に応じて柔軟な対応が行えること等について指定管理者に周知を図るとともに、今後、指定管理者を選定する際には、指定管理者が指定管理期間内に発生する修繕について適切に見込み、対応する計画になっているかを十分に審査することとした。</p>

意見内容	講じた措置
<p>な状況が生じた際には、修繕費の基準額にかかわらず、必要に応じて県で柔軟な対応を行うことができるよう、取扱方針を示すなど指定管理施設が適切に管理されるよう検討されたい。</p>	
<p>4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について 教育委員会（所管課：高等学校課、教育人材開発課） ・ 監査対象：鳥取県高等学校文化連盟（補助金）</p> <p>鳥取県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）は、県内の高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的として設置されている任意団体である。</p> <p>実施している事業としては、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援などを行っている。</p> <p>高文連の事務局は、県の中部及び西部の高等学校（私立を除く。）により、2年ごとの持ち回りとされ、各学校には部門別に高文連の専門部が置かれている。</p> <p>現在の事務局は県立米子南高等学校にあり、事業の執行は県の会計規則等に準じて行われる必要があり一定の知識が求められることから、事務局体制は教員1名が事務局長、事務長が幹事の任務につき、その他、高文連の自主財源により職員を1名雇用して事務の補助に当たっている。</p> <p>また、高文連の業務は、県教育委員会の定める「県費外会計等取扱ガイドライン」に基づき、本来の学校業務と併せて行うことが認められているところである。</p> <p>しかし、学校の事務分担表では、事務長には高文連の会計に関する事と記載されていたが、担当の教員には分掌業務として明示されていなかった。</p> <p>今回の監査においては、各専門部において見積書を徴取することなく契約をしていた事例など、不適正な契約手続等をしているものがあつた。</p> <p>さらに、諸会議の開催などの渉外業務は事務局長（教員）が行い、会議資料の作成や各専門部への指導などの主体的業務は幹事（事務長）が担当していたが、本来の学校業務に加えて高文連の業務も行っており、各専門部への指導が十分に行えていない状況が見受けられた。</p> <p>県は、平成30年3月に鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン（以下「カイゼンプラン」という。）を策定し、教職員の多忙解消及び負担軽減</p>	<p>対応検討中のため、講じた措置については後日通知する。</p>

意見内容	講じた措置
<p>に向けた取組に着手しているところであるが、このカイゼンプランの運用に当たっては、本来の学校業務と併せて行われている業務についても十分に留意すべきである。</p> <p>については、県は、事務局を受け持った学校の職員に過重な負担とならないよう、カイゼンプランの運用に当たっては、高文連の事務について位置付けを明確にするとともに事務局のあり方についても検討されたい。</p>	